

## 長野県小海県有林 J ークレジット販売要領

平成 24 年 4 月 16 日制定

改正	平成 25 年 4 月 1 日	平成 25 年 9 月 27 日
	平成 26 年 10 月 15 日	平成 27 年 5 月 25 日
	平成 29 年 3 月 27 日	令和 2 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 長野県が、小海県有林における長野県県有林オフセット・クレジット創出プロジェクト及び長野県県有林 J ークレジット創出プロジェクトで取得した J ークレジット（以下「小海県有林 J ークレジット」という。）を、事業者、団体等に販売することに関して必要な事項を定める。

### (購入者の募集)

第 2 条 小海県有林 J ークレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、県ホームページ等により行うものとする。

2 小海県有林 J ークレジットの販売は、長野県が保有する数量の範囲内で行うものとし、県ホームページに販売できる数量を公表する。

### (販売予定単価、販売数量)

第 3 条 小海県有林 J ークレジットの販売予定単価は、15,000 円／トン(t-CO<sub>2</sub>)とする。（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

2 最低販売数量は、1 トン(t-CO<sub>2</sub>)とし、1 トン(t-CO<sub>2</sub>)単位で販売する。

### (販売期間)

第 4 条 小海県有林 J ークレジットの販売期間は、平成 24 年 5 月 11 日から長野県が保有する数量が終了するまでとする。

### (購入の申込み)

第 5 条 小海県有林 J ークレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（様式第 1 号から様式第 3 号まで）を持参又は郵送のいずれかの方法により、知事に提出する。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体等を対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している事業者、団体等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者、団体等
- (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者、団体等
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体等
- (5) 県税その他の租税の滞納がある事業者、団体等
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者、団体等
- (7) その他、本事業の適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

3 知事は、第 1 項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、小海県有林 J ークレジットの使用に必要な範囲において、資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申込みがあった場合は、内容を審査の上、小海県有林Jークレジットの購入者を決定する。

2 知事は、購入の適否について、購入希望者に書面により通知する。

(契約書の作成)

第7条 知事は、前条第1項の購入者と契約書を作成し、契約を締結する。

(売買代金の納付)

第8条 購入者は、小海県有林Jークレジットの売買代金を、知事が別に定める期日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(小海県有林Jークレジットの移転)

第9条 知事は、購入者からの売買代金を確認した後、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（Jークレジット制度）実施要綱に基づく制度管理者が管理するJークレジット登録簿において、県の保有口座から購入者が指定する保有口座へ販売した小海県有林Jークレジットの移転を行う。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、知事が小海県有林Jークレジットの無効化を行う。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第11条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、長野県長野市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。